

# 制度創設時に立ち返り医療事故の定義を再確認しよう(1)

—厚生労働科学研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」から目を離すな—

中央区・城山橋小田原病院 | 小田原 良治

本年8月26日、鹿児島市医師会医療事故調査制度研修会「医療事故調査制度の現況—昨年から表に出てきた不穏な動きと対応—」とのテーマの下、「医療事故調査制度の概要と責任追及への悪用の動き」との演題で講演を行った。本シリーズの寄稿は、当日の講演の内容に基づき、医療ガバナンス学会MRIC Vol23157に掲載された内容を一部改変したものである。厚生労働科学研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」は胡散臭い。今回の騒動の出発点は、この厚生労働科学研究であり、これに呼応したのが日本心臓血管外科学会雑誌51巻5号の高本眞一論文のように思われる。講演会当日、佐藤一樹氏が詳細に話されたが学会誌の在り方をも問われるような内容であった。第1回として、本稿では厚労科研費研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」の問題点を取り上げたい。

## 1. 今回の騒動は、2022年10月3日配信の共同通信記事から始まった

2022年10月3日配信の共同通信記事に、厚労省が「より事故情報が集まりやすい体制に向けて指針」を出すとの記載があった。「事故調査制度創設当初は年間報告件数1,000件以上を見込んだが、毎年300件台にとどまる。事故の判断が医療機関側に委ねられていることが、報告数が『実際より少ない』原因と厚労省担当者が述べた」という記事である。今回の一連の出来事は、この新聞報道に始まった。その後、国立国際医療研究センター問題が大きく報じられ、学会雑誌の高本眞一元教授の単なる一個人の想いを書いただけの論考<sup>1)</sup>が天の声のごとく、『医療事故調査制度』に横やりを入れることになった。まるで、戦

前、東郷平八郎元帥が後輩に担がれて軍縮条約に横やりを入れた話を彷彿する。学会の重鎮が「晩節を汚す」結果となったことは、高本一佐藤対談<sup>2)</sup>が詳細に報じている。

われわれは、共同通信記事をはじめとする報道の出所が厚労省であるという話の真偽を確かめることに動いた。結果は、厚労省はそのような広報・リークは行っていないとのことであった。話の出所は医療事故調査・支援センターではないかと思われた。医療事故調査・支援センター機能を受託している日本医療安全調査機構のあり方に感じてきた疑問点を、これを機に厚労省と協議することとした。今回の論考は、我々が抱いてきた問題点を厚労省に質し、厚労省との対話を踏まえての一定の成果の報告である。今後、日本医療安全調査機構の暴走を監視し、センター機能を他団体に移転する、あるいは、他にセンター機能を有する団体を設立するなど働き掛けるのは良識ある医療関係者の課題であろう。

以下、医療事故調査・支援センター木村壮介常務理事の研究の問題点を指摘して現在のセンターの問題点を明らかにしておきたい。一言、付記しておくが、木村壮介氏が一学者としてどのような意見を持っているか、あるいはどのような主張をされるのかは全くの言論の自由であると信じている。しかしながら、医療事故調査・支援センターという、医療事故調査制度を運営・維持し、正しい情報を広報すべき公的立場にありながら、法令と反する持論の流布をするということは許されないことであろう。また、木村壮介氏の発言が機関を代表しているとすれば、日本医療安全調査機構はセンター機能を担う資格はないと言わざるを得ない。

## 2. 厚労科研費研究の利益相反

厚生労働科学研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」の研究代表者が木村壮介氏である。前述したように、木村壮介氏は、医療事故調査・支援センターの常務理事であり、実質的に医療事故調査・支援センターの運営を担い、医療事故調査制度の頂点にいる人物である。補助金で運営されている機関である医療事故調査・支援センターの頂点において、制度を肃々と運用すべき立場にいる人物が、研究代表者として異なる意図を内包する研究を補助金で行うというは「利益相反」行為ではないだろうか。2023年1月木村壮介氏の研究の一端として、アンケートへの回答要請が各医療機関に郵送されてきた。それに、医療事故調査・支援センターの協力依頼文とともに厚労省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長名の協力依頼文が同封されていた。筆者は、早く厚労省に本研究は利益相反の疑いがあること、担当室長名の協力依頼文が同封されないと、マスコミ報道の如く厚労省が一体となって研究を行っているとの疑いを抱かせる

令和5年2月9日

一般社団法人  
鹿児島県医療法人協会  
会長 小田原 良治 様

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室長

「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」  
アンケート調査への協力のお願いについて（追補）

医療安全行政の推進につきましては、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。厚生労働省においては、保健・医療を含む様々な分野に關し、厚生労働科学研究費補助金事業を実施しているところ、令和4年度における当該事業の1つとして、「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」（研究代表者：木村壮介）を実施しています。

令和5年1月16日付で、医療安全推進・医務指導室より依頼した「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」アンケート調査への御協力については、一般に研究費補助金事業の回答率向上のため、担当課室より回答への御協力の依頼をさせていただくことが慣例であることから、御協力をお願いしたものです。なお、本アンケート調査は厚生労働省が実施しているものではなく、研究者が研究の一環として実施しているものであることを、念のため申し添えます。

以上

&lt;担当&gt;

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室  
電話：03-5253-1111（内）2580・4147  
メール：IRYOUANZEN@mhlw.go.jp

（添付文）「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」アンケート調査への協力のお願いについて

ことを指摘して、その真意を質した。厚労省の返事は、厚労科研費研究はあくまでも研究者個人の研究であり、厚労省は関知していない。今回の推薦文は、単に、慣例的に要望のあったものに出たのに過ぎず、何ら厚労省が本研究を推奨しているものではないという回答であった（添付文）。

厚労科研費研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」は、木村壮介氏個人の研究ということである。木村壮介氏が医療事故調査・支援センターの役員でいる限り「利益相反」行為にあたるのではないだろうか。厚労科研費研究という補助金研究の在り方を考えると木村壮介氏はセンター役員を辞し、一研究者として研究を継続すべきであろう。

## おわりに

木村壮介氏個人の研究である厚労科研費研究「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」の問題点を指摘した。この研究は、2024年3月まで継続される。この研究結果が政策に利用されるとすれば将に問題であろう。我々はこの研究から目を離してはならない。因みに、木村壮介氏が役員の中核を占める日本医療安全調査機構の公表された令和3年度の経常収益は798,500,877円であり、このうち、国庫補助金は753,934,000円である。このような莫大な資金を得ている日本医療安全調査機構は我々にとって益する団体であろうか。立ち止まって考えてみる必要がある。改革すべきは日本医療安全調査機構なのではないだろうか。

## 文献

- 1) 高本真一 患者中心の医療を病院でいかに行うか—医療事故の判断—  
日本心臓血管外科学会雑誌51（5），259-264,2022
- 2) 医療維新 シリーズ「高本真一×佐藤一樹」対談  
Vol 1 - Vol 6